

別表第1（第6条第1項関係）

一時預かりボランティアの登録要件

- 1 本制度の目的を理解していること。
- 2 原則として県内に在住する成人であり、運転免許証等本人が確認できる書類を提示できること。
- 3 動物を一時的に飼育することについて、同居人全員の同意を得ていること。
- 4 動物を適正に飼育管理できる環境であり、近隣の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないこと。
- 5 飼育場所が集合住宅もしくは借家の場合、動物の飼育が承認されていることが規約等の文書で提出できること。
- 6 預かった動物を営利や広告等に利用しないこと。
- 7 動物の適正な飼育管理に必要な適切な時間を確保できること。
- 8 動物を自家用車等で送迎することができること。
- 9 次に掲げる事項について誓約できること。
  - 一 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、犬の危害防止条例等の法令に定められた事項を遵守すること。
  - 二 動物の習性、生理等を十分理解するとともに、ボランティアとしての責任を自覚して、預かった動物を適正に飼育すること。
  - 三 室内で飼育する等、人に危害や迷惑を加えないように、預かった動物を管理すること。
  - 四 預かった動物が道路、公園、広場等に糞をしたときは自宅に持ち帰る等し、近隣の生活環境に配慮すること。
  - 五 県の指示に従い、相互協力のもとに預かった動物を取り扱うこと。
  - 六 預託期間の満了後及び、期間内にセンター等所長より指示があった場合は、すみやかにセンター等所長あてに飼育状況報告書（様式第7号）を提出し、預かった動物をセンター等所長が指定する場所に持参すること。また、支給した物資のうち消耗品以外及び使用しなかった飼料等について返却すること。
  - 七 預かった動物のセンター等への返還後の取扱いについて、県に一任すること。
  - 八 預かった動物の飼育にかかる費用について、自己負担が生じることを了承すること。
  - 九 預かった動物の飼育中に発生した一切の事故等について、県に対して損害の賠償を求めないこと。

いこと。

- 10 現に犬を飼育している場合は、以下の項目に該当すること。
  - ・狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射等を実施していること。
  - ・繁殖制限措置を講じていること。
  - ・疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等の日常的な健康管理を行い、必要に応じてワクチン接種を行っていること。
- 11 現に猫を飼育している場合は、以下の項目に該当すること。
  - ・室内のみで飼育していること。
  - ・繁殖制限措置を講じていること。
  - ・疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等の日常的な健康管理を行い、必要に応じてワクチン接種を行っていること。
- 12 前各項のほか、動物の適正な飼育管理に関し、センター等所長が必要と認める要件